

療養費の支給方法が 変わります!

平成29年4月1日より、あん摩マッサージ指圧、はり・きゅうの療養費は支給のしかたが「受領委任払い」から「償還払い」に変わりました。



平成29年3月31日まで



平成29年4月1日から



ここで
認められなければ
支給されません。

※この支給方法は、健康保険法第87条(療養費)の原則に基づくものです。

療養費ってなに?

医療機関の窓口に健康保険者証を提示して診療を受け、自己負担割合の金額のみ支払うのが通常の保険診療ですが、やむなく保険診療を受けることができず、いったん自費で受診した場合などには、その費用が「療養費」として後から支給されます。

なお、法令上「保険者(健康保険組合など)がやむを得ないものと認めるとき」に支給されることになっています。したがって、健康保険組合の審査で認められなければ支給されません。

